

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ア プ ラ ス
代 表 者 名	代表取締役社長 クラーク・ダグラス・グラニンジャー
(コード番号)	8 5 8 9 大証第一部)
本 社 事 務 所	東京都新宿区新小川町4番1号
責 任 者	常務執行役員 野口郷司 最高財務責任者
問 合 せ 先	広報室 TEL (03) 5229-3986 (直通)

### 第三者割当による新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成21年3月6日開催の当社取締役会において、優先株式の募集事項の決定を取締役に委任することを本年3月24日に開催予定の当社臨時株主総会に付議する旨、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 募集株式（優先株式）の募集事項の決定を取締役に委任することを付議する背景等

当社は、平成16年9月の株式会社新生銀行（以下：新生銀行）との全面提携以降、新生銀行グループにおける消費者向けファイナンスの主要な子会社として、強固な財務基盤を背景に状況に応じた迅速かつ柔軟な対応策を講じており、収益力が飛躍的に改善しております。しかしながら、当社を取り巻く経営環境は、貸金業法の改正や特定商取引法・割賦販売法の改正等、ここ数年において規制強化の流れが加速し、消費者保護への厳正な対応が求められ、業界の垣根を越えた再編の動き等と相俟って一段と厳しさを増しており、これに加え、昨今、世界的な金融問題に端を発した景気の急速な悪化が国内経済全般に波及し、当業界における環境は、新生銀行との全面提携時には想定もしなかったスピードで、劇的に変化しております。

このような現下の経営環境に鑑み、当社は、新生銀行と協議した結果、急速な変化に対応し、スキルとインフラの改善やマーケティング戦略の改善を推進することで提携先に優れた金融サービスを提供する戦略プランをより着実に遂行し、今までにない全く新しいタイプの信販会社になるためには、さらなる資本構成の再構築が必要との判断に至り、新生銀行との全面提携後の平成17年2月に発行したD種優先株式のうち、新生銀行の保有する株式を除くD種優先株式の一部を取得・消却すること、および、その取得原資とするため、新生銀行を割当先として、新たな優先株式（H種優先株式）の発行による第三者割当増資の実施を検討しております。

当社が取得を予定しておりますD種優先株式については、未払配当金が将来にわたり繰越される累積型であり、また、現時点で年率4%の配当率が平成24年4月以降は増加するという配当条件となっております。一方、発行を予定しておりますH種優先株式は、配当が非累積型であるほか、当初配当率は年率1.5%であり、その後の配当率の増加は平成28年4月以降に設定されております。このため、今回、D種優先株式を取得・消却するとともに、当社に有利な発行条件で新たにH種優先株式を新生銀行に割当てることにより、不透明な経営環境下、新生銀行との連携を一段と強化することは、当社が安定的な資本構成を裏づけとした事業展開を図ることを可能とし、企業価値の拡大に資するものであると考えております。また、これにより、資本政策の柔軟性が高まるとともに、着実な戦略プランの遂行のために、今まで以上に迅速かつ的確な意思決定や経営戦略の立案が可能になるものと考えております。

なお、新生銀行に対して割当てる募集株式数については、当社が取得するD種優先株式の株式数と同数とすることを前提として、新生銀行と協議中であります。現段階において、D種優先株式の取得総数が確定していないため、新生銀行が保有するD種優先株式の総数を除いた株式数を、取得しうる株式数の上限と設定し、これに応じ、H種優先株式の募集株式数の上限を定めておりますが、最終的に取得するD種優先株式の株式総数により、H種優先株式の発行株式総数は募集株式の数の上限から大きく減少する可能性があります。

・募集株式の募集事項の決定の取締役会への委任の概要

- ① 募集株式の種類 H種優先株式（条件の詳細につきましては、別添資料をご参照下さい。）
- ② 募集株式の数の上限 40,500,000株
- ③ 払込金額 1株につき2,000円
- ④ 割当予定先 新生銀行（予定）

※前記各号につきましては、臨時株主総会ならびに普通株主、B種・C種・F種およびG優先株主に係る種類株主総会において、新たにH種優先株式の発行枠を設定すること等を内容とする定款一部変更議案が可決されることを条件とします。また、H種優先株式発行の際には、割当先より、当該優先株式を譲渡する場合、および、当該優先株式を普通株式に転換して当該普通株式を譲渡する場合、その旨を当社に対して報告する旨の確約を得る予定であります。

2. 調達する資金使途と発行合理性に関する考え方

新株式発行による調達資金は、新生銀行との全面提携後の平成17年2月に発行したD種優先株式の取得原資とする予定であります。D種優先株式は、未払配当金が将来にわたり繰越される累積型であり現時点で年率4%の配当率が平成24年4月以降は増加するという配当条件となっております。一方、発行を予定しておりますH種優先株式は、配当が非累積型であるほか、当初配当率は年率1.5%であり、その後の配当率の増加は平成28年4月以降に設定されております。

このため、今回、D種優先株式を取得・消却するとともに、当社に有利な発行条件で新たにH種優先株式を新生銀行に割当てることにより、不透明な経営環境下、新生銀行との連携を一段と強化することは、当社が安定的な資本構成を裏づけとした事業展開を図ることを可能とし、企業価値の拡大に資するものと考えております。また、これにより、資本政策の柔軟性が高まるとともに、着実な戦略プランの遂行のために、今まで以上に迅速かつ確かな意思決定や経営戦略の立案が可能になるものと考えております。

調達する資金の額、支出予定時期等については、今月中を目標に現在協議中であり、募集事項の詳細が決定し次第、速やかにお知らせする予定であります。

3. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決算期	平成17年9月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
営業収益	49,562	51,712	111,414	106,799
経常利益	6,474	8,186	△14,979	2,429
当期純利益	8,039	8,301	△29,386	6,124
1株当たり当期純利益(円)	24.03	27.28	△151.95	26.48
1株当たり配当金(円)	D種優先株式 47.264	D種優先株式 39.890	D種優先株式 80.00	D種優先株式 80.00
	E種優先株式 15.041	E種優先株式 14.959	E種優先株式 15.00	E種優先株式 —
1株当たり純資産(円)	△1,038.82	△1,019.98	△1,017.48	△951.02

※平成17年9月期、平成18年3月期は6ヶ月での決算を行っております。

## (2) 平成20年12月31日時点における発行済株式数および潜在株式数の状況

種類	株式数	潜在株式数
普通株式	235,931,829株	—
第一回B種優先株式	10,000,000株	117,785,630株
第一回C種優先株式	15,000,000株	102,110,279株
D種優先株式※	49,000,000株	—
E種優先株式	70,500,000株	593,684,210株
F種優先株式	10,000,000株	100,351,229株
G種優先株式	25,000,000株	611,246,943株

※D種優先株式につきましては、転換価額が決まっていないため潜在株式数を表示しておりません。

## (3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

## ①第三者割当増資；F種優先株式

発行期日	平成19年3月26日
調達資金の額	20,000百万円
募集時点における発行済株式数	227,510,777株
募集時における潜在株式数	転換価額199.3円における潜在株式数100,351,229株
現時点における転換状況 (行使状況)	転換済株式数(行使済株式数):0株 (残高20,000百万円, 転換価額(行使価額)199.3円)
当初の資金使途	借入金の返済および運転資金を使途とし、自己資本の充実および財務体質の強化を図ったもの
支出予定時期	平成19年3月26日払込日以降随時
現時点における充当状況	増資額の内、10,000百万円を資本金、10,000百万円を資本準備金に組入。資本の減少、資本準備金の減少により生ずるその他資本剰余金を損失処理に充当するため、繰越利益剰余金に振替

## ②第三者割当増資；G種優先株式

発行期日	平成20年3月28日
調達資金の額	50,000百万円
募集時点における発行済株式数	235,931,829株
募集時における潜在株式数	転換価額81.8円における潜在株式数611,246,943株
現時点における転換状況 (行使状況)	転換済株式数(行使済株式数):0株 (残高50,000百万円, 転換価額(行使価額)81.8円)
当初の資金使途	資本基盤の強化と運転資金を使途とし、中期戦略の実現に向けた財務体質の強化や企業価値の向上を図ったもの
支出予定時期	平成20年3月28日払込日以降随時
現時点における充当状況	増資額の内、25,000百万円を資本金、25,000百万円を資本準備金に組入。資本の減少、資本準備金の減少により、その他資本剰余金に計上

(4) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	620 円	186 円	86 円
高 値	635 円	187 円	124 円
安 値	152 円	64 円	27 円
終 値	184 円	86 円	38 円

※平成21年3月期の株価は、平成21年3月5日現在で表示しております。

②最近3ヶ月間の状況

	平成20年12月	平成21年1月	平成21年2月
始 値	36 円	47 円	42 円
高 値	50 円	47 円	50 円
安 値	33 円	39 円	31 円
終 値	46 円	42 円	37 円

4. 業績への影響の見通し

本優先株式の発行による業績予想の修正はございません。

5. 新株式発行日程（予定）

新生銀行と今月中を目標に協議中です。決定し次第、速やかにお知らせいたします。

※本件に関連する本日公表のリリース

「自己株式（優先株式）の取得に関するお知らせ」

「定款の一部変更に関するお知らせ」

以 上

本件に関する問合せ先  
広報室 TEL 03-5229-3986  
バーナル、金崎

## 新株式発行条件について

### 1 募集株式の名称

株式会社アプラスH種優先株式（以下「H種優先株式」という。）

### 2 優先株式配当金

当社は、定款第 37 条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている当社の普通株式を有する株主若しくは当社の普通株式の登録株式質権者、B種優先株式を有する株主若しくはB種優先株式の登録株式質権者、C種優先株式を有する株主若しくはC種優先株式の登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、当社の普通株式、並びに、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第 2 号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、下記第 12 項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。

#### ② 2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。

2009年4月1日（同日を含む。）から2016年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「H種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「H種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として Telerate Systems スクリーン 3750 ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）として Telerate Systems スクリーン 17143 ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）

（以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii)1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

### 3 非累積条項

ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

### 4 非参加条項

H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、H種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

### 5 優先中間配当金

当社は、定款第 37 条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。

### 6 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額（以下に定義）、及び(iii)2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。

#### ② H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、前号の他、残余財産の分配は行わない。

## 7 議決権

H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式500株当たり1議決権を有する。

## 8 株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、H種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

- ② 当社は、H種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

## 9 H種優先株式の取得

当社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、H種優先株式を取得することができる。

## 10 当社の普通株式を対価とする取得請求権

H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

- ② 前号の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに、当社がH種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額（以下に定義）で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

### (1) H種優先株式交付価額

当初のH種優先株式交付価額は、当社にH種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のH種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

### (2) H種優先株式交付価額の調整

- (4) 下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。）、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{H種優先} \\ \text{株式} \\ \text{交付価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{H種優先} \\ \text{株式} \\ \text{交付価額} \end{array} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし} \\ \text{発行済み普通株式数}}{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利が全て行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「時価」とは、(i)当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は(ii)当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な時価を意味する。

(ロ) 新株予約権等の発行

当社が当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を発行又は交付する場合、かかる発行又は交付を、当該新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の行使により発行可能若しくは交付可能な当社の普通株式の発行又は交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行又は交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行又は交付されたものとみなす。

(ハ) 株式分割

当社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式にかかわらず、H種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の直前に本項に基づくH種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にH種優先株主が保有することになる数の当社の普通株式を、H種優先株主が本項に基づく取得請求により交付を受けることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。

(ニ) 配当その他の分配

当社が、当社の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してその他の分配を行った場合（ただし、株式分割及び株式配当を除く。）、H種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額（又は現金以外による配当若しくは分配の場合には、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額される。

(ホ) その他当社の取締役会が定める調整

本号(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、若しくは当社の普通株式の併合、(ii)当社の普通株式数の変更、若しくは当社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は(iii)H種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後H種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するH種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(ハ) 解釈

本項に不明瞭な点がある場合、又はH種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当社の取締役会がH種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにH種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

11 当社の普通株式を対価とする取得条項

当社は、2012年4月1日（同日を含む。）から2014年3月31日（同日を含む。）までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価（上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。）がその時点で有効なH種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

② H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

12 金銭を対価とする取得条項

当社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当社の取締役会の決議により定める日（以下、本項において「取得日」という。）をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。

「H種優先株式取得価格」とは、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額、及び(iii)2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。

「H種最終配当金額」とは、(i)取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「H種早期取得費」とは、(i)H種清算価値に、(ii)H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営

業日前の日の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T. S. R.)として Telerate Systems スクリーン 17143 ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から 2016 年 3 月 31 日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前 10 時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が 2015 年 4 月 1 日以降の場合には、当該取得日の 5 ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前 11 時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (円 LIBOR (360 日ベース)) として Telerate Systems スクリーン 3750 ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が 0 以下の場合には、当該計算によって得られた率を 0 とする。) を乗じた額に、(iii)取得日から 2016 年 3 月 31 日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365 で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

② H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例 (端数については抽選) により行う。

#### 13 金銭を対価とする取得請求権

株式会社新生銀行並びにその子会社及び関係会社により合計で当会社の 50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が 0 となった時以降、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。

② 前号に係る取得価格は、1 株につき当該請求によって行われるH種優先株式の取得日に有効なH種優先株式取得価格に相当する額とする。

#### 14 優先配当金の除斥期間

定款第 38 条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。

#### 15 取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 16 優先順位

D種優先株式及びE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先し、H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先し、F種優先株式及びG種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位と同順位とする。